

ガスタリライトカード	
対象カード	ガスタリライトカード
対象カードの入手方法	店頭操作盤にて現金を入金し、給油した後、金額を精算した残高記載のカードを自動的に発行されます。または店舗事務所スタッフに依頼することにより発行されます。
対象カードの費用	無料 ※入会費用・年会費・発行手数料は全てございません。
付与されるポイント	ガスタポイント
消費者への還元方法	決済額に応じたポイント ※500円の利用につき1ポイント（10円相当）還元
消費者への還元先	ガスタリライトカード
ポイントの有効期限	最終ご利用日より6ヶ月
ポイント交換の可否	可 ※50ポイントの付与により500円分の残高がカードに自動チャージ
消費者還元タイミング	決済完了時
消費者還元上限額	200ポイント/月
消費者還元確認方法	窓口発行のご利用明細書にてご確認ください。
退会等の今後の決済利用が見込めなくなった際のポイントの取扱	失効
消費者還元を受けるために必要な制約条件	・不当な取引（下記「不正に対する注意事項」記載をご参照ください）は禁止されております。 ・不当な取引を行った場合には、消費者還元の停止と取り消しを行います。
問い合わせ窓口	株式会社 石橋 電話 0738-42-0023 ※受付時間：8：00～17：00（年末年始、土日を除く） メール info@1484c.com web https://www.1484c.com/contact
不正に対する注意事項	なりすまし取引や架空取引等、以下の不当な取引（*）は認められません。これが発見された場合には、「消費者還元を受けるために必要な制約条件」においても本件消費者還元の対象外である旨を明記しているとおり、これらの取引に対応するポイントが付与されず、またすでに付与されたポイントが取り消されます。さらに、サービスの利用自体ができなくなり、加えて、民法その他の適用される法律等に基づいて、当該取引により国、補助金事務局（公募により経済産業省から採択された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」とします。）の執行団体）または当行が被った一切の損害の賠償を求められることがあります。場合によっては会員資格を取り消すこともあり得るため、不当な取引を行うことは絶対にやめてください。 （*）「不当な取引」 ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること ② 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること ③ 商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること ④ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること ⑦ その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引